

新姫路市環境基本計画の骨子案（計画期間：令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度））

■ 国際的な動向

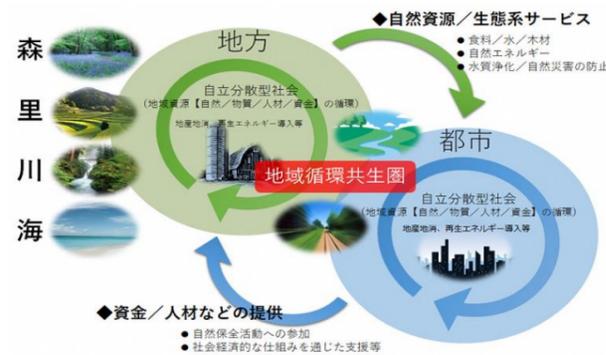
- 国連サミットで、「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」を中核とした「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択（2015 年）



- COP21 で、2020 年以降の温室効果ガス削減等に関する新たな枠組みであり、全ての国が参加する「パリ協定」が採択（2015 年）
- G7 サミットで、「海洋プラスチック憲章」が採択（2018 年）、G20 大阪サミットでは 2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロすることを盛り込んだ首脳宣言が採択（2019 年）

■ 国内の動向

- 国は、「地域循環共生圏」の創造を目指すべき社会の姿とする「第五次環境基本計画」を閣議決定（2018 年）兵庫県は、国の計画を踏まえ「第 5 次兵庫県環境基本計画」を策定（2019 年）



- 国は、「気候変動適応計画」を閣議決定（2018 年）兵庫県は、「兵庫県気候変動適応計画」の策定を予定（2020 年）
- 国は、「水素・燃料電池戦略ロードマップ」を策定（2014 年）兵庫県は、「兵庫水素社会推進構想」を策定（2019 年）
- 大気汚染防止法や環境影響評価法といった環境保全に関する法令が年々改正され、規制対象の拡大や基準の見直しが行われている。

■ 姫路市の動向

- 「生物多様性ひめじ戦略」を策定（2016 年）
- 「姫路市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定（2018 年）
- 「姫路市一般廃棄物処理基本計画」を策定（2018 年）
- 新たな「姫路市総合計画」の策定（2019 年～）

■ 計画策定の視点

● SDGs 等の社会情勢を反映

新計画の各施策を取り組むにあたり、相互に関連する複数の課題を統合的に解決することを目指す「SDGs」の考え方を反映します。

また、パリ協定の採択及び国の温室効果ガス削減目標を受け、姫路市地球温暖化対策実行計画において掲げた 2030 年度までに 2013 年度比で 26.1%削減するという目標の達成に向けた取組をさらに推進していかなければなりません。

さらに、海に流出したプラスチックが生態系に深刻な影響を与えることが指摘されており、森・里・川・海がつながる本市においてもプラスチックごみの排出を効果的に抑制し、生態系を含む海洋環境の保全に取り組む必要があります。

● 環境・経済・社会の統合的向上

環境の課題は人類のあらゆる社会・経済活動から生じており、経済成長や社会基盤の整備が環境負荷への増大につながらないような形に社会を転換していくことが重要です。

兵庫県の「兵庫水素社会推進構想」では、臨海部に火力発電所や LNG 基地を有する姫路市の水素の国内受入拠点としてのポテンシャルの高さが指摘されています。また、全国有数のものづくり都市である強みを活かし、環境・エネルギーなどの成長分野におけるイノベーションを創出することで環境・経済・社会の好循環を促す施策が求められています。

● 地域循環共生圏の創造

近年、人口減少、少子高齢化等に起因する課題が顕在化しており、地域コミュニティの衰退が危惧されています。

本市は市街地、森林丘陵地域、田園地域、臨海部、群島地域等の地域ごとに自然、物質、人材、資金等の多様な資源を有しており、今後は各地域の特性や強みを生かしながら、それらの貴重な資源を守り育てると同時に、持続可能な形で最大限活用し、自立分散型社会の形成を目指す必要があります。

● 気候変動への適応策の検討

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、その被害も年々深刻化しています。また、自然災害発生後に広範囲・長期にわたる大規模停電が起こるなど、一次被害だけではなく二次被害も視野に入れた対策が求められています。

山林、河川、海岸など、多様な自然地形を有する姫路市においても、あらゆる災害を想定した気候変動適応策を検討し、強靭性（レジリエンス）の一層の向上を図っていく必要があります。

● 安全で快適な生活環境の保全

アスベスト使用建築物の解体件数が 2028 年頃にピークを迎えること及び法改正による規制対象の拡大が見込まれるため、適正な飛散防止対策が行われるよう啓発や指導の強化が必要となります。

■ 環境像

「自然とひとが調和した持続可能な環境にやさしいまち・ひめじ
～地域の恵みを未来につなげる循環共生社会を目指して～」

・新総合計画における環境分野の目標である「環境にやさしいまち」及びその政策（※）との整合性を図りつつ、地域循環共生圏の創造に向けて取り組む姿を理想像として掲げます。

（※）政策 1「自然とひとが調和した快適な空間の保全と創出」
政策 2「持続可能な循環型社会の形成」

■ 基本目標

● 市民環境力の向上

あらゆる世代への環境学習の提供や、3R の推進によるプラスチック廃棄物の排出抑制や食品ロスの削減など、日常生活の中で地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の推進に継続して取り組むことで、市民環境力をさらに高め、市民、事業者、行政が自らの責任と役割を理解し、その協力・連携のもと持続可能なライフスタイルと消費への転換を図ります。

● 低炭素社会の構築

省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を継続して推進していくとともに、それらを蓄エネルギーと組み合わせることで自立分散型エネルギーの普及を推進し、強靭性（レジリエンス）の向上と低炭素社会の構築の同時実現を目指します。

また、水素社会の実現に向けた取組の第一歩として、水素利用の拡大を図るため、水素ステーションを整備し、FCV・FC バスの普及・促進を図ります。

● 生活環境の保全

今後、増加が見込まれるアスベスト使用建築物の解体工事時におけるアスベスト飛散防止対策を徹底するなど、大気環境や水環境の監視体制を充実させるとともに、市民・事業者に対する啓発や指導に努め、良好な生活環境の保全を図ります。

● 自然環境との共生

先人から受け継いだ豊かな自然環境をより良い形で次世代に継承していくための指針として策定した「生物多様性ひめじ戦略」に基づき、「伊勢自然の里・環境学習センター」を拠点として、多様な生きものと共生するまちをみんなの力で未来につなぐための取組を進めます。

● 地域環境力の発揮 **【新規】**

まち美化活動や、分別収集など地域環境力の更なる向上に努めます。

また、近年、漁獲量の減少の著しい瀬戸内海の生産力を回復し、豊かで美しい里海の再生に取り組みます。

さらに、新たなごみ焼却施設の整備手法を検討する中で、資源やエネルギーを回収し、地域に循環させる仕組みを構築するなど、地域循環共生圏の創造を目指します。

■基本目標 1 市民環境力の向上

推進施策	項目	主な内容
(1)環境学習の推進	環境学習機会の提供	・環境月間行事の実施
		・環境フェスティバルの開催
		・環境イベントの実施
		・環境講演会の実施
		・自然探勝会の開催
		・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、環境監視センター等環境関連施設の活用
		・パートナーシップ型環境学習の実施
	・子どもから大人までの幅広いライフステージに応じた環境学習・教育の推進	
	学校教育等における環境学習の推進	・環境副読本の作成・配付
		・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施
		・ピオトーブ推進事業の実施
		・太陽光発電の設置・活用
		・青少年自然体験活動推進事業の実施
		・環境ポスターの募集
	主体的な環境学習の取り組みへの支援	・出前環境教室の実施
		・公民館講座・子育て教室の活用
		・「サムライガー」による環境教育の継続した実施
		・環境学習教材の貸出
		・環境パネルの貸出
		・うちエコキッズの活用の促進
	環境づくりを担う人材の育成	・環境学習リーダー養成講座の実施
・こどもエコクラブ事業の推進		
(2)環境情報の共有	環境情報の発信	・環境情報システムの整備・活用
		・「姫路の環境」等の作成・配布
		・ホームページの拡充
		・広報紙による環境情報の発信
		・SNS等を活用した環境情報の提供
	環境情報の収集	・水生生物調査の実施
		・水生生物調査マニュアルの提供
		・スターウォッチング調査の実施
		・水族館、動物園等との情報共有の場の創出
		・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進
(3)環境配慮活動の促進	環境配慮活動の率先行動	・環境マネジメントシステムの運用
		・施設照明や道路照明のLED化の推進
		・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入
		・電気自動車等の低公害車や公用自転車の導入
		・グリーン購入の推進
		・緑のカーテンの設置
		・企業の自主的な取組の推進及び情報公開
		・様々な主体との連携
		・子どもエコクラブ事業の推進 [再掲]
	市民等の環境配慮活動の促進	・環境づくり市民会議の運営

■基本目標 1 市民環境力の向上（続き）

推進施策	項目	主な内容
(3)環境配慮活動の促進	市民等の環境配慮活動の促進	・環境イベントの実施 [再掲]
		・全日本エコ川柳大賞の実施
		・レジ袋削減運動の推進
		・国際規格等認証取得支援事業の推進

■基本目標 2 低炭素社会の構築

推進施策	項目	主な内容
(1)低炭素社会の構築	計画的な温室効果ガスの削減	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進
		・環境アクション（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））の推進 [再掲]
	産業部門対策の推進	・先導的な取り組みの紹介（環境フェスティバルへの出展等）
		・国際規格等認証取得支援事業の推進 [再掲]
	民生部門対策の推進	・家庭用燃料電池の支援制度に関する情報発信
		・「ZEB」・「ZEH」に関する情報発信
		・「BEMS」・「HEMS」・「スマートメーター」等を活用した建物におけるエネルギーの消費量の見える化やエネルギーの管理の実施
		・省エネルギー・省CO ₂ 型の家電・機器への更新に向けた普及啓発の実施
		・「うちエコ診断」・「省エネ診断」に関する普及啓発の実施
		・「COOL CHOICE」の推進
		・エコオフィス化（「関西エコオフィス宣言」等）に関する情報提供の実施
		・環境イベントの実施 [再掲]
		・レジ袋削減運動の推進 [再掲]
		民生部門対策の推進
	民生部門対策の推進	・国際規格等認証取得支援事業の推進 [再掲]
	運輸部門対策の推進	・省エネ照明設置事業の実施
		・ノーマイカーデーの取り組みの推進
		・エコドライブの普及啓発
		・低公害車の導入促進
		・公用自転車の導入やサイクリング自転車の貸出
		・コミュニティサイクルの導入検討
・公共交通機関の利便性向上と利用促進		
・歩道、自転車道の整備		
・駐輪場の整備		
・都市計画道路の整備		
再生可能エネルギー等の利用促進	・モーダルシフト等の促進	
	・太陽光発電など再生可能エネルギーの普及促進	
	・小水力・バイオマス発電等の導入拡大	
	・燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの設置に向けた兵庫県との連携	
	・美化センターにおける余熱利用	
	・カーボンニュートラルとしての木材の利用促進	
再生可能エネルギー設備の導入事例をはじめとする意義やメリットについての情報発信		
蓄電池やV2H等を活用した非常用電源の確保		

■基本目標 2 低炭素社会の構築（続き）

推進施策	項目	主な内容
(1)低炭素社会の構築	緑の保全と創造	・緑地の保全と緑化の推進
	フロン回収の促進	・フロン回収とノンフロン製品の普及促進
	ヒートアイランド対策の推進	・緑地の保全と緑化の推進 [再掲]
		・透水性舗装の整備
		・エコドライブの普及啓発 [再掲]
	適応策の推進	・人工排熱の低減
・モニタリングによる都市部の気温分布の把握		
・適応計画の策定		

■基本目標 3 生活環境の保全（続き）

推進施策	項目	主な内容
(4)静けさの確保	工場・事業場や建設作業等への規制・指導	・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]
		・土地利用の適正化の推進
	自動車交通対策の推進	・一般環境騒音調査
		・自動車騒音常時監視
		・道路交通の円滑化の推進
		・排水性舗装の整備
近隣騒音対策の推進	・街路樹の植栽等による沿道の環境対策	
	・パンフレット等の配布による啓発	

■基本目標 3 生活環境の保全

推進施策	項目	主な内容
(1)大気環境の保全	環境監視体制の充実	・大気汚染の常時監視
		・有害大気汚染物質、ダイオキシン類、アスベスト調査
		・酸性雨調査
	工場・事業場等への規制・指導	・法令等に基づく規制・指導の徹底
		・環境保全協定の推進
	自動車交通対策の推進	・総合交通体系の構築
		・道路の体系的整備の推進
		・自転車道の整備
		・ノーマイカーデーの取り組みの推進 [再掲]
		・エコドライブの普及啓発 [再掲]
・低公害車の導入促進 [再掲]		
(2)水環境の保全	環境監視体制の充実	・公共用水域の常時監視
		・ダイオキシン類、環境ホルモン、ゴルフ場農薬残留調査
	工場・事業場等への規制・指導	・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]
		・環境保全協定の推進 [再掲]
	生活排水対策の推進	・公共下水道の整備
		・合流式下水道の改善
		・集落排水施設の機能強化
		・合併処理浄化槽設置助成
		・集落排水施設、コミュニティ・プラントの公共下水道への統合に向けた取り組み
	水循環の健全化	・森林や緑地、ため池の保全
・雨水排水の利用		
・雨水浸透ますの整備		
・雨水貯留タンク等の設置助成		
・歩道の水たまり解消工法の実施		
(3)土壌環境の保全	環境監視体制の充実	・地下水の常時監視
		・ダイオキシン類調査
	土壌汚染対策の推進	・法令等に基づく規制・指導の徹底 [再掲]

■基本目標 4 自然環境との共生

推進施策	項目	主な内容
(1)生物多様性の確保	生息・生育状況の調査・把握	・身近な生き物調査の実施
		・水生生物調査の実施 [再掲]
		・市川野鳥観察所の管理運営
		・伊勢自然の里・環境学習センター、自然観察の森、水族館等の活用
	生息・生育空間の保全・創造	・自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定・保護
		・環境保全型農業の推進 [再掲]
		・都市計画法等に基づく開発許可
		・環境配慮型技術や工法を用いた公共事業等の推進
		・里山林整備事業の推進
		・針葉樹林と広葉樹林の混交林整備
		・野生動物育成林整備
	貴重種等の保護	・ビオトープ推進事業の実施 [再掲]
		・田んぼビオトープの実践（田んぼの学校）
		・ノジギク・サギソウの普及・促進
		・希少動物の種の保存に関する調査・研究
	外来生物対策の推進	・野生傷病鳥獣の保護
		・野生鳥獣の適切な保護・管理
・自然探勝会の開催 [再掲]		
・環境イベントでのパネル展示		
・水族館での生き物展示		
(2)身近な緑の保全と創造	緑化の推進	・特定外来生物被害対策事業の推進
		・関係機関と連携した外来生物の侵入防止策・駆除の実施
		・緑の基本計画の推進
		・姫路まちごと緑花大作戦事業の推進（記念樹配布事業、地域緑化事業、子ども教室緑花等）
		・緑化推進事業の推進（地域モデル花壇事業、緑化モデル地区作り、公共施設緑化事業、地区シンボル樹植栽事業等）
		・民有地緑化への支援
・緑のカーテンの推進 [再掲]		

■基本目標 4 自然環境との共生（続き）

推進施策	項目	主な内容
(2)緑の保全と創造	緑化の推進	・緑化イベントの実施
		・広報紙「ひめじの緑」の発行
		・街路樹アダプト制度の推進
	公園の整備	・都市公園等の整備
		・計画的な公園整備の推進（公園整備プログラムの策定等）
	森林・農地の保全	・森林資源量等の調査解析
・造林助成事業の拡充		
・循環型林業の推進		
・耕作放棄地の拡大防止に向けた農地の集積・集約化		
・農地の保全		
(3)水辺の保全と創造	水辺にふれあう機会の創出	・水生生物調査の実施〔再掲〕
		・ため池グリーンキャンペーンの実施〔再掲〕
		・親水イベントの開催支援
		・海水浴場調査の実施
	親水空間の整備	・河川環境整備事業の促進
		・多自然川づくりの推進
		・ため池環境の整備

■基本目標 5 地域環境力の発揮

推進施策	項目	主な内容
(1)循環型社会の構築	3Rの推進	・レジ袋削減運動の推進〔再掲〕
		・マイバッグ持参や過剰包装の抑制
		・カレンダー方式による家庭ごみ分別排出の促進
		・廃プラスチック類の適正処理及び排出抑制
		・集団回収奨励金交付制度の促進
		・プラ容器、ミックスペーパー、ペットボトル等のリサイクル促進
		・廃家電のリサイクル促進
		・剪定枝の再資源化処理
		・「3010運動」や「食品ロスもったいない運動推進店登録制度」の実施
		・生ごみの堆肥化の促進
		・地球にやさしいお買い物運動の推進
		・有機系廃棄物資源化の調査研究
		・エコパークあばしの活用（再資源化施設や余熱利用施設等の運用）
		・建設発生土の再資源促進
		廃棄物の適正処理の推進
	・効率的な分別収集体制の確立	
	・適正な焼却処理の推進	
	・適正な破碎処理の推進	
	・処理業者、排出事業者に対する立入検査と指導の強化	
	・各種講習会、広報活動の実施	
	・産業廃棄物の減量化・資源化の推進	
	・災害廃棄物の適切な処理体制の確立	

■基本目標 5 地域環境力の発揮（続き）

推進施策	項目	主な内容
(1)循環型社会の構築	環境美化活動の促進	・生活環境美化事業の推進（重点道路の清掃等）〔再掲〕
		・まち美化運動の推進（まちかど100mクリーンアクション運動の推進、全市一斉清掃の実施等）
		・海ごみの着実な回収・処理の実施
		・漂流ゴミ・海底ごみの漁業者等の関係者と連携した回収・処理ルートの確立
		・河川の美化・浄化活動の推進
		・重点環境美化推進区域の第7次指定
		・路上喫煙禁止制度の実施
		・不法投棄の防止対策事業の推進
(2)地域循環共生圏の創造	産業資源の活用	・企業と連携した環境技術の研究・活用
		・農地を活用した太陽光発電の研究
		・水素サプライチェーンの構築を見据えた取り組み
		・廃棄物などのバイオマス資源としての利活用の推進
		・企業誘致と立地支援の充実
		・産業ツーリズムの推進
		・農商工連携の促進
		・環境に配慮した農業基盤整備
		・環境保全型農業技術の指導や技術の普及
		・関係機関と連携したエコファーマーを目指す生産者に対する支援
		・（仮称）林田チャレンジ農園の整備
		・観光果樹園・観光農園などのPR
		・市民農園の推進
		・森林・林業体験フェアの開催支援等
		・木材利用の推進
		・教育・研究機関と連携した農林水産物のブランド化
		・シカ肉の加工促進
		・日本酒のふるさとほりまプロジェクト
		・地産地消の推進（朝市の開催、「姫そだち」などの農水産物のブランド化、ファームマイルージ等）
		・集客拠点の連携
・観光漁業の推進		
・地域おこし協力隊の活用		
・ひめじ・お試し移住体験の実施		
・地域夢プラン事業の推進		

■ 基本目標 5 地域環境力の発揮（続き）

推進施策	項目	主な内容	
(2) 地域循環共生圏の創造	歴史文化資源の活用	・世界遺産姫路城マラソンの開催	
		・姫路城東側休憩施設整備の検討	
		・姫路城周辺地区景観ガイドプランの推進	
		・特別史跡姫路城跡整備基本計画の推進	
		・姫路城の保存管理・整備	
		・日本遺産魅力発信推進事業	
		・銀の馬車道プロジェクト事業	
		・文化発信拠点施設の活用	
		・都市景観重要建築物等の指定・保全	
		・「姫路市空家等対策計画」に基づく発生抑制・利活用の促進・管理不全の解消	
		・姫路市都市景観条例及び景観計画等に基づく規制・誘導	
		・屋外広告物条例に基づく規制・指導	
		・町並み修景助成制度の推進	
		・都市景観形成市民団体の認定・活動支援	
		・都市景観アドバイザーの派遣	
		・路上違反簡易広告物除却活動員制度の推進	
		・景観啓発活動の実施	
		・美しい田園景観づくり（コスモス等の栽培支援）	
		・指定文化財保存修理への助成	
		・重要な史跡の保存・整備	
		・姫路城周辺地区身近なまちづくり支援街路事業の推進	
		・文化財散策ルートの整備・活用	
		・姫路城周辺の町家等の活用の推進	
		・埋蔵文化財センターの充実	
		・書写の里・美術工芸館の充実	
		自然資源の活用	・手柄山中央公園の再整備
			・姫路市パークマネジメントプランの推進
			・花街道づくり
	・姫路市立姫路自然観察の森を活用した体験型学習		
	・「姫路市伊勢自然の里・環境学習センター」を活用した体験型学習		
	・自然とのふれあいの場の整備推進		
	・里山林整備事業の推進〔再掲〕		
	・自然公園等の保全・活用		
・体験型学習（自然学校、環境体験事業等）の実施〔再掲〕			
・エコツーリズムの推進			
・グリーンツーリズムやブルーツーリズムの推進			
・森林ツーリズム整備事業の実施			